

部分払の設定について

金沢市では、昨今の建設投資の急速な減少、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者のきわめて厳しい経営状況を踏まえ、建設業の資金調達の円滑化を図るため、すでに締結済み工事請負契約のうち、下記の条件に該当する場合、請負者の申請に基づき変更契約を行い、部分払（工事途中において出来高に応じた支払い）が出来ることとします。

については、当該条件に該当し、部分払の設定を希望される請負者の方は別紙様式を企業総務課あて提出ください。

記

《対象》 請負金額 1 千万円以上の工事請負
（工期 1 0 0 日を超える場合）

《回数》 ① 請負金額 1 千万円以上 5 千万円未満 1 回以内
② 請負金額 5 千万円以上 1 億円未満 2 回以内
③ 1 億円を超えるとき 協 議

問い合わせ先
金沢市企業局企業総務課
契約担当
電話 076-220-2614